

# 可児市文化創造センター 施設個別施設計画

令和2年12月

可児市

# 目次

1	目的と位置づけ	1
(1)	目的	1
(2)	位置づけ	1
2	計画期間	1
3	対象施設	1
4	施設の現状と課題	1
(1)	現状	1
(2)	課題	4
5	今後の方向性	4
6	施設の劣化状況	5
7	対策の優先順位の考え方	5
8	対策内容と実施時期	5

## 1 目的と位置づけ

### (1) 目的

本計画は、可児市公共施設等マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）および可児市公共施設等マネジメント基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断により得られた個別施設の状態や、維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定め、長期的な視点から財政負担の軽減・平準化を図りながら老朽化対策等に取り組むために定めます。

### (2) 位置づけ

本計画は国のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」で決定）に基づく個別施設計画として位置づけます。

また、可児市公共施設等総合管理計画（基本方針及び基本計画）の下位計画に位置づけます。

## 2 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。計画の達成状況を踏まえて、本計画は 5 年を目安に見直しを行うものとします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢による状況の変化、事業の進捗状況等に応じ計画の見直しを行うこととします。

## 3 対象施設

本計画の対象施設は、以下の施設とします。

番号	施設名	所在地	敷地面積	延床面積
1	可児市文化創造センター	下恵土 3433-139	35,344.54 m <sup>2</sup>	18,410.87 m <sup>2</sup>

## 4 施設の現状と課題

### (1) 現状

#### ア 施設概要（ソフト面）

施設の設置目的	心豊かな地域文化の創造と振興を図り、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与するため
施設の構成	主劇場、小劇場、音楽ロフト、演劇ロフト、美術ロフト、演劇練習室、映像シアター音楽練習室①②③、ギャラリー、ワークショップルーム（和室、洋室）、レセプションホール、会議室、控室等
施設で行われる事務サービスの内容	施設の維持管理、貸館の他、鑑賞体験促進事業、普及啓発事業、人材育成及び芸術団体等支援事業、市民交流促進事業、市委託事業を実施。 開館時間：午前 9 時～午後 10 時 30 分 休館日：火曜日、12 月 28 日～翌年の 1 月 4 日

料金体系（時間当たり）

区分		利用料金(円)					
		非営利目的使用			営利目的使用		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00
主劇場	入場料の額が1,000円未満	40,900	54,500	54,500	40,900	54,500	54,500
	入場料の額が1,000円以上3,000円未満	81,800	109,000	109,000	81,800	109,000	109,000
	入場料の額が3,000円以上	122,700	163,500	163,500	122,700	163,500	163,500
	入場料を徴収しない	40,900	54,500	54,500	81,800	109,000	109,000
小劇場	入場料の額が1,000円未満	15,400	20,500	20,500	15,400	20,500	20,500
	入場料の額が1,000円以上3,000円未満	30,800	41,000	41,000	30,800	41,000	41,000
	入場料の額が3,000円以上	46,200	61,500	61,500	46,200	61,500	61,500
	入場料を徴収しない	15,400	20,500	20,500	30,800	41,000	41,000
音楽ロフト	入場料を徴収する	9,200	12,200	12,200	9,200	12,200	12,200
	入場料を徴収しない	4,600	6,100	6,100			
演劇ロフト	入場料を徴収する	10,000	13,200	13,200	10,000	13,200	13,200
	入場料を徴収しない	5,000	6,600	6,600			
美術ロフト	入場料を徴収する	11,000	14,800	14,800	11,000	14,800	14,800
	入場料を徴収しない	5,500	7,400	7,400			
演劇練習室	入場料を徴収する	4,000	5,200	5,200	4,000	5,200	5,200
	入場料を徴収しない	2,000	2,600	2,600			
映像シアター	入場料を徴収する	10,200	13,600	13,600	10,200	13,600	13,600
	入場料を徴収しない	5,100	6,800	6,800			

※午前、午後の連続使用及び午後、夜間の連続使用の場合の12:00～13:00、17:00～18:00については無料

区分		利用料金(円)					
		非営利目的使用			入場料徴収あり・営利目的使用		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		9:00～22:00までの間の1時間ごと			9:00～22:00までの間の1時間ごと		
音楽練習室①		1,300			2,600		
音楽練習室②		1,300			2,600		
音楽練習室③		1,300			2,600		
ギャラリー		全日5,700			全日11,400		
木作業室		300			600		
ワークショップルーム(洋室)		600			1,200		
ワークショップルーム(和室)		400			800		
研修室		900			1,800		
レセプションホール		900			1,800		
控室		100			200		
キッズルーム		100			200		
備品		各備品(一式)ごとに1日につき99,900円を超えない範囲において規則に定める額					

※令和3年4月1日

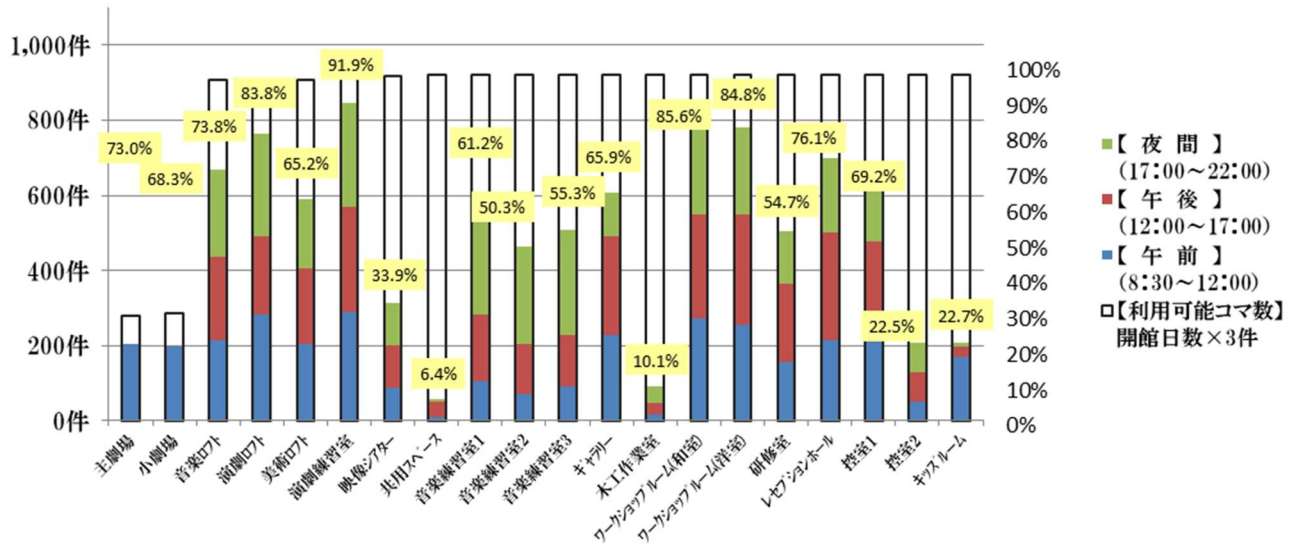
イ 施設概要（ハード面）

施設名称	建築年度	構造	地上	地下	屋根	外壁	耐震状況
文化創造センター	H14	RC・SRC・S	4	2	金属・防水	タイル・吹付	新耐震基準

ウ 施設の利用状況

(7) 稼働率

各部屋の稼働率(R1)



主劇場及び小劇場の劇場稼働率は65.7%であり、全国平均（参考：平成30年度全国平均：58.9%）を上回っている状況です。その他の諸室においても高い稼働率となっています。一方で、映像シアター、木工作業室などの稼働率が低い状況です。

(イ) 利用者数の推移

年度	利用者数
H20	268,164人
H21	273,331人
H22	293,936人
H23	322,418人
H24	343,362人
H25	295,654人
H26	323,515人
H27	321,247人
H28	314,506人
H29	316,056人
H30	344,639人
R1	332,962人

平成 20 年度から平成 24 年度まで増加傾向となっており、平成 25 年に一度減少するもののその後は 30 万人を超える方が来場しています。また、令和元年度においては、3 月中旬から大規模改修工事による閉館や新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、30 万人を超えています。（貸館事業及び自主事業による利用者数であり、事業以外での来館者（水と緑の広場や情報コーナー等の来館者）は含まれていません。）

## エ その他

### (7) 施設の防災面の視点

可児市文化創造センターは、可児市地域防災計画で社会福祉協議会運営によるボランティアセンターの設置場所に指定されています。

また、災害発生時に可児警察署が使用できなくなった際に、執務室として施設を使用する協定が締結されています。

その他、災害時の優先電話設置場所に指定されています。

## (2) 課題

### ○施設運営に要する費用

可児市文化創造センターは可児市が所有する施設で最も多くの人を訪れる施設であり、年間 30 万人以上が来館されています。当施設は規模が大きいため、施設運営に要する費用も多額となっています。そのため、できる限りの支出の抑制を検討することが必要です。

## 5 今後の方向性

### ○適切な予防保全による長寿命化とランニングコストの抑制

先進的な取り組みが全国から評価されている文化創造センターは、公演やイベント以外にも市内外の多様な人が普段から訪れる市のシンボリック施設です。

基本方針では、平成 75 年までに当施設に要する費用は約 247 億円で、そのうち約 93 億円を建替え費用として見込んでいます。しかし、今後は人口減少に伴う税収の落ち込みにより、その費用の財源確保が非常に困難となるため、より経済的な設備に更新するなど、ランニングコストの抑制に努めます。そのため、適切な短期及び中長期的保全計画を策定し、予防保全による施設の長寿命化を検討します。

### ○適正な利用料金の見直し

受益者負担の原則により、平成 24 年度に定めた「使用料設定にあたっての基本的な考え方」に基づき、公費負担と受益者負担のバランスが 50%となるよう、適正な利用料金を設定する必要があることから、定期的に適正な利用料金に見直しを行います。

## 6 施設の劣化状況

平成 26 年度・27 年度に大規模改修調査を行った結果をもとに、令和 2 年 3 月から令和 2 年 12 月にかけて、安全性の確保及び経年劣化への対応のための大規模改修工事を実施したことにより、劣化状況が改善しています。

### ○建物の劣化状況の評価の定義

劣化度	評価基準
A	概ね良好。特に修繕上問題となる事項なし。
B	部分的な劣化が見られる。経過観察または修繕対応。
C	広範囲に劣化が見られる。5 年以内に改修が必要。
D	劣化の程度が大きく、早急な対応が必要。
—	点検対象外。

### ○施設別項目別劣化状況

名称	劣化状況					
	屋根	外壁	内部	電気	給排水	空調
文化創造センター	A	A	A	A	A	A

## 7 対策の優先順位の考え方

利用者の安全性確保に係る改修を最優先とし、個別施設の劣化状況、各施設の利用状況、今後の方向性等を勘案し、総合的に判断します。

## 8 対策内容と実施時期

令和元年度から 2 年度に掛けて、運営に支障を来す経年劣化や老朽化に伴う改修工事と安全性の確保を中心とした大規模改修工事を実施したため、計画期間内における大規模な改修工事の予定はありません。

今後の災害発生等の状況、社会情勢の変化、関連法令の改正等により、変動が生じる場合があります。対策時期についても、本市の財政状況等により、変動が生じる場合があります。

(単位：千円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
対策内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0